

浦和駅東口駅前市民広場 ご利用のご案内

浦和駅東口駅前市民広場(以下、「広場」)は、市民の通路として用いられるものであるとともに、市民の憩いと交流の場として活用される場です。広場で次の行為を行う場合には、事前に市の承認が必要となります。

【市の承認が必要な行為】

- ① 広場の一部を独占して使用すること
- ② 広場で物品の販売(※1)、飲食物の提供(※1、※2)、その他これらに類する行為をすること

※1 広場での営利を目的とする行為は禁止します。物品の販売、飲食の提供は、さいたま市等が主催・共催等の場合のみ可能です。

※2 火気は、危険がないと市が認める場合のみ使用できます。使用に際しては、市が付した安全対策に関する条件に対応していただきます。

【承認の基準】

- ・浦和駅東口の安全かつ円滑な交通を確保するために使用すること

(例：バスロータリー利用者の待機列)

又は

- ・周辺地区の商業、芸術及びスポーツの振興を図るものであり、かつ賑わいの創出を図るものであること

(例：スポーツイベント、音楽イベント、ストリートライブ等)

【利用の際の注意点】

利用時間帯について

- ① 利用できる時間は午前6時～午後9時までです。
- ② 音を出す行為（音楽演奏等）をする場合は、近隣の迷惑にならない音量で行ってください。なお、午後6時以降にスピーカーなどを用いることは禁止します（場内への案内等のためにマイクを使用することは可）。



安全管理について

- ③ 歩行者の通路を必ず確保してください。
- ④ 当日は管理責任者のもとで、安全管理や周辺環境への配慮を徹底してください（必要に応じてフェンスの設置や誘導員の配置等）。

禁止事項について(抜粋)

- ⑤ 自動車・自転車等を広場へ乗り入れることはできません。
- ⑥ 広場を通行する方等に迷惑を及ぼす行為は行わないでください（勧誘や大声で騒ぐ等）。

利用後の原状回復について

- ⑦ 広場を使用した後は、必ず原状回復を行ってください。広場の床面や設備を汚したり壊したりした場合には、管理責任者の責任により原状回復をしていただきます。



その他の注意点

- ⑧ 広場で募金を行う場合には、別途届け出が必要です（募金先に制限があります）。
- ⑨ 飲食の提供、物品の販売等は、さいたま市等が主催、共催、又は補助金を交付し、かつさいたま市等の職員が管理責任者を務める場合のみ可能です。

広場周辺の施設や市民への配慮をお願いします

①パルコの店舗や出入り口、地下駐車場の出入り口を塞がないでください

パルコの店舗や出入り口の前に出店をしたり、荷物等を置いたりすることが絶対にないようにお願いします。

また、広場にある地下駐車場からの出入り口は、非常時の避難通路になっています。そのため、常時通れるようにし、出入り口には絶対に物を置かないでください。

②火器の地下駐車場への持ち込みは禁止です

ガスボンベなどの火器を、駐車場へ持ち込むことは禁止されています。搬入時等に一時的であっても持ち込まないでください。



③一般の方へのご配慮をお願いします

駐車場から市民広場へ、エレベーターで台車や大きな荷物を運ぶ時には、高齢の方やベビーカー利用者等、一般の利用者へのご配慮をお願いします。

また、駐車場で荷物の積み下ろしをする時には、安全に気を付ける・他の車の妨げにならない等、周囲の方へのご配慮をお願いします。

利用する方、出店する方、みなさんが気持ちよく広場を利用できるように、ご協力をお願いします！



～広場利用までの流れ～

- ① さいたま市市民協働推進課窓口で申請書類を受け取る。
- ② 申請書を作成し、利用日の5開庁日前までに市民協働推進課へ提出する。
(申請期間は、利用希望日の6か月前から5開庁日前までです。)
- ③ 市民協働推進課から行為承認書が交付される。
- ④ 承認日に市民広場を利用する。(利用時は、行為承認書を携帯してください。)
※利用後の報告等は必要ありません。利用時のトラブル等は全て利用者の責任で対応をお願いします。

利用に際してのチェックポイント！！

申請時

- 行為承認申請書の項目はすべて記入している。
- 別紙平面図に利用希望箇所を網かけしている。
- (チラシ等を配布する場合) チラシ等の見本を添付している。
- (飲食の提供、物品の販売等の場合) さいたま市等が主催、共催、又はさいたま市等から補助金を交付されることが分かる資料を添付している。



利用時

- 広場内に自動車・自転車等で乗り入れていない。
- 歩行者の通路を確保している。
- パルコの店舗や出入り口の前をふさいでいない。
- 管理責任者による安全管理が行われている。
- マイクやスピーカー等の音量は適正である。
- 午後6時以降はスピーカーを消している(マイクによるアナウンスのみ可)。
- 広場の敷地外を利用していない。
- (2日以上続けて利用する場合) 設営は各日ごとに撤去している。撤去できない場合、利用時間以外の時間帯は、テントの足をたたんだり、警備員を配置したりする等、安全管理を徹底している。

利用終了時

- 清掃を行い、ごみや雑排水は回収している。
- 床面等の汚損・破損がないことを確認している。
- (電源を使用した場合) コンセント・ボックスの鍵をかけている。
- (水を使用した場合) 水道蛇口をきちんと締めている(水が止まっている)。
- (電源及び水を使用した場合) コンセント・ボックス及び水道蛇口の鍵を返却している。
- 午後9時までに終了・撤収している。

【問い合わせ先】

さいたま市 市民局 市民生活部 市民協働推進課

所在：さいたま市浦和区東高砂町1-1-1 コムナーレ9階

メールアドレス：kyodo-suishin@city.saitama.lg.jp

電話：048-813-6403 FAX：048-887-0164